

令和5年度 第4回定例農業委員会総会議事録

1. 招集の別 農業委員会等に関する法律27条第1項による
2. 日 時 令和5年7月10日 午後1時30分
3. 場 所 農業研修センター「ろくじ館」
4. 議 題 議案第13号 農地法第3条許可申請書審議について
議案第14号 農地法第4条許可申請書審議について
議案第15号 農地法第5条許可申請書審議について
議案第16号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による決定について（諮問）
5. その他
6. 出席委員
農業委員
1 番 境 栄一郎 2 番 長野 和代 3 番 清住 昇
4 番 松本 茂 5 番 伊豆野 誠 6 番 五嶋 靖
7 番 岡本 篤幸 8 番 平井 豪 9 番 草場竜一郎
10 番 本田 廣正 11 番 中村 幸信 12 番 河嶋 隆雄
13 番 緒方 寛二 14 番 中村 節美
農地利用最適化推進委員
西村 盛一 田上 安幸 坂本 導成 松野 文男
7. 欠席委員
農業委員
なし
農地利用最適化推進委員
西村 孝生 外村 和彦 松永 博文 井芹 康雄 伊佐 浩二
上村 敦之
8. 議事録署名人
5 番 伊豆野 誠
6 番 五嶋 靖

9. 本会議に職務のため出席したものの職氏名

事務局長 井上 幸介

事務局職員 河原 俊典、川端 勵志、小山 美伸

会 議

1. 開 会

事務局長 それでは、皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、総会を始めたいと思います。

まず、総会の成立要件を申し上げます。本日の出席委員は14名でございます。甲佐町農業委員会会議規則第6条の規定を満たしますので、総会は成立することを御報告いたします。

それでは、ただいまから令和5年度第4回定例農業委員会総会を始めさせていただきます。

2. 会長あいさつ

事務局長 まず、会長に御挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さん、こんにちは。たまたま、今、梅雨の合間と申しますか、今日は雨が降っていませんけれども、先日は甲佐のほうでもかなり大雨が降りまして、御承知のように運動場が水浸しになって、芝生等がめくれる等して、町の職員さんも非常にてんやわんやしているところです。もうしばらく梅雨は続くと思いますが、その間、農作業に行かれる等の際には十分注意していただきたいと思います。

今日は、福岡あるいは大分のほうで、大雨が降って非常に川の水が増えまして、被害も出て、人災も出ているようです。早く収束することを願うばかりです。

七夕さまだった7月7日の農業新聞を見られた方もいらっしゃると思いますが、「米価回復へ」というタイトルで、今年の米価は昨年に比べて上がる見通しが強いという論調で書いてありました。私も読んだんですが、去年より面積を減少して作付したところが17県と、増えないけどとりあえず同じところが30県ほどありまして、生産調整と申しますか、は政府の思惑どおり進んでいるような感じです。

それと相まって、外国から輸入している麦が非常に値上がりしております、それにつれて麦製品等もどんどん値上がりする中で、いわゆる麦離れと申しますか、そういう基調が続くような論調で書いてありまして、米へのシフトが進むだろうということで、概算金も昨年より7%ほど上がっている状況です。昨年度は最終的に1万4,000円ほどで推移したと思いますが、今年は1万5,000円台を期待しているところです。米価の価格形成については政府のほうで若干力を入れるという論調もありますので、今後の推移を見守りたいと思います。皆さん方も、そういうことで

ひ農業新聞等に目を通していただくと、いろいろ情報が入るかと思います。

本日は、3条から5条までと基盤強化法の関係で、件数は多くありませんが、ありますので、ひとつよろしく願いをいたしまして、冒頭に当たりましての挨拶とさせていただきます。

以上です。

事務局長 ありがとうございます。

3. 議事録署名委員の指名

事務局長 それでは、議事録署名委員の指名をお願いいたします。

会 長 本日は、5番委員の伊豆野委員と6番委員の五嶋委員をお願いいたします。

4. 議 題

事務局長 それでは、議事に入りたいと思います。

議事の進行につきましては、会議規則第4条の規定に基づき会長をお願いいたします。

会 長 それでは、議案審議に入ります。

議案第13号、農地法第3条許可申請書審議についてを議題とします。

それでは、説明を事務局からお願いします。

事務局長 それでは、1ページをお願いいたします。

議案第13号、農地法第3条許可申請書審議について、農地法第3条第1項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、許可の決定について意見を求めるものでございます。

令和5年7月10日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

以上です。

会 長 それでは審議に入りたいと思います。2ページをお願いします。

番号1番について審議したいと思います。

2番委員の長野委員から説明をお願いします。

○2番 2番委員の長野です。説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

会 長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 それでは説明いたします。3ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明します。

申請地は赤色の部分です。こちらに緑川サービスエリアがございまして、今回の申請地は、緑川サービスエリアから南東方向に約626メートルの場所に2筆隣接しています。

場所の説明は以上です。

会 長 続きまして、2番委員の長野委員から、農地の所有権移転（有償）について、農地法上、問題がないか説明をお願いします。

○2番 2番委員の長野です。

申請人が相手方に農地の売買について相談され、了承を得られたので、今回の申請となりました。

それでは、申請された内容を農地法に照らし問題がないか説明します。お手元のラミネートの資料の「権利取得が農家の場合」を御覧ください。

1については、取得後において全ての農地を効率的に利用されると思われます。

2については、該当しません。

3については、該当しません。

4については、本人の従事日数は300日程度で、取得後の農地を適正に管理することに何ら問題ないと思われます。

5については、該当しません。

6については、問題ないと思われます。

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っております。3番委員の清住委員から説明をお願いします。

○3番 3番委員の清住です。

先月の6月28日に、会長、長野委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。

申請されている農地は、大字府領上川原に2筆あります。申請地には米の栽培を計画されており、周辺の営農に支障をきたすおそれのないことを報告いたします。

以上です。

会 長 ただいま、3番委員の清住委員から現地調査の報告、また、2番委員の長野委員から、農地法第3条第2項各号のいずれも該当しないとの説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。何か御意見ございませんか。

それでは、採決を行います。許可することに賛成する方は挙手願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号1番については原案のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第14号、農地法第4条許可申請書審議についてを議題とします。事務局長から説明をお願いします。

事務局長 それでは、4ページをお願いします。

議案第14号、農地法第4条許可申請書審議について。

農地法第4条第1項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求めるものでございます。

令和5年7月10日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

以上です。

会 長 ありがとうございます。

それでは、5ページをお願いします。

議案第14号、農地法第4条許可申請書審議調書の番号1についてを審議したいと思います。

それでは、13番委員の緒方委員から説明をお願いします。

○13番 13番委員の緒方です。それでは、番号1について説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・転用目的・契約の種類・転用理由を読み上げ)

会 長 続きまして、事務局から申請地の位置の説明をお願いします。

事務局 御説明申し上げます。地図につきましてはお手元の資料6ページのほうに添付しておりますけれども、前のスクリーンのほうで御説明申し上げたいと思います。

左側のこちらが緑川、甲佐大橋、国道443号線がこのように通っておりまして、右下のここに町民センターがございます。今回の申請地は右のほう、この赤く示したところで、町民センターより東へ約320メートルのところに位置しております。

場所につきましては以上です。

会 長 続きまして、転用申請に係る可否の判定について、13番委員の緒方委員から説明をお願いします。

○13番 13番委員の緒方です。それでは、説明します。

今回の申請は、自宅前の町道拡張工事に伴い住宅の移転が必要となったための転用申請をするものです。

転用申請に係る可否の判断として、申請された内容を農地法に照らし問題がないかどうか説明します。

それでは、お手元のラミネートの資料の転用申請に係る可否の判断を御覧ください。

①については、今回の申請地は農振農用地ではありません。農地の状況としては、集落内にある農地で、農業公共投資の対象となっておらず、広がりも10ヘクタール以下であるため、第2種農地に該当すると思います。

②については、第2種農地の転用は、申請農地に代えて周辺のほかの土地を供することにより当該事業の目的を達成することができると認められる場合は原則として許可することができないとされておりますが、ほかに適地はないと思われるため、転用は可能だと思えます。

③については、資金計画書を添付されているため、問題ないと思えます。

④については、造成中は十分配慮して施工するとされており、周辺農地に支障を

及ぼすおそれはありません。

⑤については、問題ありません。

⑥については、今回の申請は仮設工作物ではないので該当しません。

以上、説明終わります。

会 長 現地調査を行っています。2番委員の長野委員から説明をお願いします。

○2番 2番委員の長野です。

先月の6月28日に、会長、清住委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。

申請地は大字早川字上小塚にある農地で、農地の状況としては、集落内にある農地で、公共投資も行われておらず、10ヘクタール以下の広がりであるため、第2種農地に該当すると思われます。このため転用は可能と思います。

会 長 ただいま2番の長野委員から現地調査の報告、また、13番委員の緒方委員から第2種農地に該当し、可否の判断である農地法第4条第6項第1号から第6号のいずれにも該当しないため、転用は可能と判断すると説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

どうぞ、境委員。

○1番 転用理由についてお聞きします。元の家と町道の拡幅工事はどの部分が重なったのか、そこを確認させてください。

会 長 事務局、お願いします。

事務局 まず、スクリーンのほうで御説明申し上げますと、今回拡幅工事に該当する町道がこちらでございます。大町塔之木線。そして、申請人の今のお家がこちらです。町道沿いです。今回の申請地が自宅から少し離れた町道沿いのこの畑です。拡幅は向かって左側にずっと拡幅されて行きますので、お家が立ち退きになって、こちらの申請地に移転したいということでございます。

以上です。

会 長 境委員、よろしいですか。

○1番 もう1点いいですか。じゃあ、この方のみが移転という形になるんですか。ほかはかかってないんですか。

事務局 いやいや、かかっておられます。今回上がってきたのがこれです。

○1番 これから審議するかもしれないわけですか。

事務局 はい。以前、建設業者さんの資材置き場がかかるからということで転用申請がありました、その路線ということなんです。

会 長 よろしいですか。

そのほかに何かございませんか。

ほかにはないようでございます。

それでは、採決を行います。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。

それでは、番号1については、当農業委員会としましては許可相当の意見をつけて県のほうへ送付いたします。

それでは、議案第15号、農地法第5条許可申請書審議についてを議題といたします。

事務局長から説明をお願いします。

事務局長 それでは、7ページをお願いいたします。

議案第15号、農地法第5条許可申請書審議について。農地法第5条第1項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求めるものでございます。令和5年7月10日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

以上です。

会 長 ありがとうございます。

それでは、8ページをお願いします。

議案第15号、農地法第5条許可申請書審議の審議調書番号1番について審議したいと思います。

5番委員の伊豆野委員から説明をお願いします。

○5番 5番委員の伊豆野です。それでは、番号1番について説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

会 長 続きまして、事務局から申請地の位置の説明をお願いします。

事務局 説明申し上げます。地図につきましては、お手元の資料9ページに添付しております。前のスクリーンで御説明申し上げます。

真ん中下、甲佐高校がこちらにございます。国道443号線、県道稲生野甲佐線がこのように通っておりまして、こちらに、ちょっと切れておりますけれども、町営住宅がございます。今回の申請地につきましては、この横田集落の北側に位置します、この赤く示した部分でございます。

場所については以上でございます。

会 長 それでは、続きまして転用申請に係る可否の判定について、5番委員の伊豆野委員から説明をお願いします。

○5番 それでは、説明します。

今回の申請は、譲受人が譲渡人から農地を有償で借り受け、資材置き場を整備するために転用申請をするものです。転用申請に係る可否の判断として、申請された内容を農地法に照らし問題がないかどうかを説明します。

それでは、お手元のラミネートの資料、転用申請に係る可否の判断を御覧ください

い。

①については、今回の申請地は農振農用地ではありません。農地の状況としては、農業公共投資の対象になっておらず、農地の広がりも10ヘクタール以下であるため第2種農地に該当すると思います。

②については、第2種農地の転用は、申請農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該事業の目的を達することができるかと認められる場合は原則として許可することはできないとされていますが、ほかに適地がないと思われるため、転用は可能だと思います。

③については、残高証明も添付されているため、事業の実現性については問題ありません。

④については、被害防止策も示されており、土砂の流出や転用による周囲の営農に支障を及ぼすおそれはありません。

⑤については、問題ないと思われます。

⑥については、今回の申請は仮設工作物ではないので該当いたしません。

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っていますので、3番委員の清住委員から説明をお願いします。

○3番 3番委員の清住です。

先月の6月28日に、会長、長野委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。

申請地は、大字横田字丸山にある農地で、周囲の状況から第2種農地に該当すると思います。

周囲にはほかに適地はないと思われるため、転用は可能だと思われることを報告いたします。

会 長 ただいま、3番委員の清住委員から現地調査の報告、また、5番委員の伊豆野委員から、転用申請に係る可否の判断である農地法第4条第6項第1号から第6号のいずれにも該当しないため転用は可能と判断するとの説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

境委員、どうぞ。

○1番 ここは、見たところ棚田みたいな感じで、今度転用されるところはちょっと荒れているみたいなんですけど、この下はまだ耕作されていて、水とか何かはうまく入るんですか。

会 長 事務局、お願いします。

事務局 今おっしゃった用水の件ですが、こちらに上井手用水から水が来まして、山沿いに用水が下ってきております。そして、こちらのほうから用水が来て、ここに一筆調節器。で、だんだんと下に用水が流れておりますので、取水には何ら問題ございません。

以上です。

○5番 その下にうちがつくっている畑があるんですけども、ここは水が湧くので今、麦と大豆しか作っていません。その下に1枚、●●さんが田を持っておられますけど、そこは■■さんが今つくられているので問題なく水は来ています。

会 長 境委員、よろしいですか。

○1番 はい。

会 長 そのほかに何かございませんか。

ほかにはないようでございます。

それでは、採決を行います。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成を認めます。それでは、番号1番につきまして、当農業委員会としましては、許可相当の意見をつけて県へ送付いたします。

それでは、議案第16号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律、令和4年法律第56号附則第5条第1項の規定による決定についてを議題とします。事務局長から説明をお願いします。

事務局長 それでは、10ページをお願いいたします。

議案第16号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による決定について諮問。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による決定について、別紙のとおり諮問があったので意見を求めるものでございます。

令和5年7月10日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

次の11ページをお願いいたします。

甲農第637号、令和5年6月23日。甲佐町農業委員会会長、岡本篤幸様。甲佐町長、奥名克美。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による決定について諮問。

農業経営基盤強化促進法第3条に基づく農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項及び甲佐町農業経営基盤強化促進事業実施方針により農用地利用集積計画を定めたいので、同法附則第5条第1項の規定により諮問します。

次の12ページをお願いいたします。農用地利用集積計画総括表令和5年度第4回です。まずは総括表で説明いたします。

賃借権の再設定について、6年の田が1筆の3,789平米となります。

賃借権の新規について、5年の田が2筆の3,784平米、6年の田が1筆の1,328平米、10年の田が4筆の3,689平米、10年の畑が1筆の859平米となります。

使用貸借権の再設定についてはございません。

使用貸借権の新規について、5年の田が2筆の2,131平米となります。

このため、今回の利用権設定の合計は、田が10筆の1万4,721平米、畑が1筆の859平米となります。

その他所有権移転について、田が3筆の1,879平米となります。

委員の皆様にご審議いただきますのは新規の案件となります。詳細は事務局から説明いたします。

以上です。

会 長 それでは、13ページをお願いします。

議案第16号、農業経営基盤強化促進法の規定による農地利用集積計画について審議します。

番号1番について審議したいと思いますが、この案件の相手方譲受人は2番委員の長野委員の親族です。農業委員会等に関する法律第31条、甲佐町農業委員会会議規則第11条に参与の制限があります。この規定に該当しますので、審議が終わるまで退席をお願いいたします。

(長野委員退出)

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。16ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

申請地は赤色の部分です。こちらに井本緑化がございまして、今回の申請地はこちらから北東方向に約346メートル、田口字池田に1筆あります。

次に、相手方の状況について説明いたします。

番号1番の相手方は認定農業者で、主に米、麦、大豆、野菜の作付をされています。今回の申請地には米の作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われま

会 長 ただいま事務局から説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

何かご意見はございませんか。

それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号1番については原案のとおり承認をいたします。

長野委員の入室を認めます。

(長野委員入室)

続きますして、番号2番について審議したいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きますして、申請地の位置を説明いたします。17ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

申請地は赤色の部分です。こちらに乙女小学校がございまして、今回の申請地は乙女小学校から北西に約1.2キロ田口字平石に1筆あります。

次に、相手方の状況について説明いたします。

番号2番の相手方は御船町の認定農業者で、主に米、飼料作物の作付をされています。今回の申請地には飼料作物の作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われま。

会 長

ただいま事務局から説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

境委員、どうぞ。

○1番

申請人が結構御高齢ということで、貸付年数が10年です。もしもの場合はこういう契約はどうなるんですか。

会 長

事務局、お願いします。

事務局

亡くなられた場合は、相続人がそのまま引き継ぐ形になります。

○1番

相続人の方ですね。

事務局

はい。

会 長

境委員、よろしいですか。

○1番

はい。

会 長

ほかに何かございせんか。

ほかにはないようでございます。

それでは、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号2番については原案のとおり承認をいたします。

続きますして14ページをお願いします。番号3番から7番は相手方が同一なので一緒に審議したいと思います。

この案件は熊本県農業公社を通しての貸借です。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。

まず、こちらの地図では、番号3番と4番の位置の説明をいたします。

申請地は赤色の部分です。こちらに甲佐町役場がございまして、番号3番の申請地は、役場から北西に約886メートル、仁田子字原ノ前に1筆あります。また、番号3番から2筆空けました道路沿いに番号4番の申請地がございまして。

こちらの地図では、番号、5番、6番、7番の申請地の位置の説明をいたします。

こちらに日和瀬橋がございまして、こちらが特別養護老人ホーム桜の丘でございまして。番号5番、6番、7番の申請地は、桜の丘から北東へ約236メートルに3筆固まっております。一番北にありますのが番号6番の申請地、真ん中が番号5番の申請地、一番南の道路沿いに番号7番の申請地がございまして。

次に、相手方の状況について説明いたします。

番号3番から7番の相手方は認定新規就農者で、主に米、野菜の作付をされています。今回の申請地にも米の作付をされており、集積後は効率よく利用できると思われまして。

会 長 　　ただいま事務局から説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

伊豆野委員、どうぞ。

○5番 　　言いたくないんですけど、あんまりネタにはしたくないんですけど、この方は新規就農者で1年目、今年はたしか6町ぐらい借りているという話ですけど、私も新規就農でまだ4町ぐらいしか作れてないのに、実際に今もバタバタやられているみたいですけど、この人だけではなくて、新規就農者に関してはどれぐらいできるかというのが分からないじゃないですか、1年目って。その年に秋にならないとどれぐらい収穫できるか分からない。結局のところ公社に貸してくれと言ったら何も言わずに貸してくれるじゃないですか。そういうところのリミットなんて設けてないんですか。「私は10町作ってました。10町借ります」と言われても、結局、周りから見たら全然知らんところでしていた人だから「本当に大丈夫か」とならないほうがおかしくて、その辺でどこかでブレーキというか、段階を設けてという感じでしていったほうがいいんじゃないかと思うんですね。

会 長 　　事務局。

事務局 　　お尋ねの件ですけど、リミットというのはございませぬ。ただ、相手方と譲受人それぞれが合意の上での貸し借りですので、その点では、この持っておられる方が「貸します」という話がつけられてからの話になります。その話がしっかりついていけば貸しますよということになります。

○5番 それが2年目とかだったらいいんですよ。一応作られていたという話は聞いているのでできるのかなとは思いますが。

事務局長 今されている部分については、おっしゃるとおり、前回の定例会のときも大分御不安だという意見が出ていましたので、一応、現地のほうを先週あたりに確認してきたので、その報告をちょっと。

事務局 事務局から報告します。

結論から申し上げますと、ほぼ8割から9割の農地に田植がされておりました。借りられている農地でまだ手つかずの約1割は、今回の大雨でパイプが破損して水を思うように通すことができないので、まずパイプを修繕するところからスタートするというので、荒れないように草刈りや耕起をしていくということでした。

○5番 いいんですけど、結局、私が聞きたいのは、いきなりどんと貸すのは不安だから、ある程度リミットを設けて、ここでやめといたほうがいいんじゃないかという意見があってもいいのかなと思って言いました。農業委員会だけではなくて、結構、話が出ますよね。ただ、ほかの人に聞いても、大丈夫かいつて。結局、来年から1人雇うという話だけど、今年1年でいきりなハードルをアップして、もうしきらん、返すとなるのも困るから、ある程度、調整して……。

○1番 農業委員でそういうのが審査みたいな感じでできないんですか。

事務局長 基本的にこれはあくまでも法律に基づいているので、その制限が法律などに規定されていない限りは、農業員会として、例えば、1町までですよ、2町までですよという制限をかけることはできません。ただ、おっしゃっている意味は十分に分かりますので、まだ新規就農者でもいらっしゃいますし、役場に来られる機会もありますので、そこでお話をしたりとか、先日のように現地確認をしたりとか、そういうところでちょっと……。だから、強制はできませんけれども、意思の疎通を図りながら、そこについては確認していきたいとは十分思っているところです。

○5番 田植えをただで終わりでなくて、そこから稲刈りまで補植したりとかずっとあって、補植しないとジャンボタニシが食べて収量が落ちますよね。そういうところを6町全部……。うちは7町ぐらいあって、それを補植していますけれども、それを一人でやるのはかなりきついと思うので。

○1番 現状はかなり厳しいと思います、見た感じ。

事務局長 それについてはお話ししていくしかないのかなと。

○1番 来年度ぐらいから半分ぐらいは慣行栽培で、自分の目指している有機の方は、少し土地が落ち着いてから土地の状況に合わせてしたらどうかという話はしています。

○5番 ちょっとキャパオーバーな気がするんですね。

事務局長 そういうところについては、事務局側でも話しますし、もちろん、農業委員さん

たちも会われたときにそういう話をさせていただければありがたいと思います。法律上の定めがないので、申し訳ありませんけれども、強制的に「できません」とは言えませんので。

○5番 それはできないと思いますけど、ある程度、やっぱり……。

事務局 お互いに気をつけていきたいと思いますので、すいませんが、よろしく願います。

会 長 よろしいですね。そういうことで対応していきたいと思います。

ほかに何か御意見ございませんか。

ほかにはないようでございます。

採決を行います。

原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号3番から7番については原案のとおり承認をいたします。

続きまして番号8番について審議したいと思いますが、この案件の相手方は、2番委員の長野委員の親族です。参与の制限に該当しますので、審議が終わるまで退席をお願いします。

(長野委員退出)

この案件は、熊本県農業公社を通しての貸借です。事務局から説明をお願いします。

事務局 説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして申請地の位置の説明をいたします。20ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

申請地はこの赤色の部分です。こちらに緑川サービスエリアがございまして、そこから南東約525メートル、府領字上平下に1筆あります。

続きまして、相手方の状況について説明します。

相手方は認定農業者で、主に米、麦、大豆、野菜の作付をされています。申請地には、大豆、米の作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われま

会 長 ただいま事務局から説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

境委員、どうぞ。

○1番 縦に細く長い形なんですけど、両隣は譲受人が今作られているところですか。

○10番 私が答えましょうか。ここの隣地のハウスが見えるところはまきの農園です。今、トウモロコシが植わっていますけれども、仕事がしにくいところではありません。大豆管理に我々は行っています。この辺りは全部真四角ですごく仕事がしやすいんです。そういう場所で、ひよろ長いと言っても、基盤整備上、道と道の間隔でたまたまこの辺は長いんです。普通、この辺りは1筆大体80メートル、2反畝間で25メートル掛ける80メートルです。ただ、この人のここはたまたま長くなっているだけです。道の関係でそういう場所があります。そういうことです。

会長 境委員、よろしいですか。

ほかに何かございませんか。

それでは、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号8番については原案のとおり承認をいたします。

長野委員の入室を認めます。

(長野委員入室)

それでは、続きまして番号9番について審議したいと思います。

この案件の相手方は、11番委員の中村委員が代表理事を務められている法人です。参与の制限に該当しますので、審議が終わるまで退席をお願いします。

(中村委員退出)

この案件は熊本県農業公社を通しての貸借です。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。21ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

申請地は赤色の部分です。こちらに乙女小学校がございまして、ここから南西へ約480メートル、南三箇字立石に2筆隣接しています。

続きまして、相手方の状況について説明いたします。

相手方は認定農業者で、主に米、大豆を作付されています。申請地には大豆の作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。

会長 ただいま事務局から説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

それでは、質問もないようでございます。

採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号9番については原案のとおり承認いたします。

中村委員の入室を認めます。

(中村委員入室)

続きまして、15ページをお願いします。

番号10番について審議したいと思います。

この案件は、農地中間管理機構を活用した農業経営基盤強化促進法に基づく農地の売買で、熊本県農業公社が所有者の方からの農地を買い上げる案件です。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。22ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

申請地は赤色の部分です。こちらに甲佐高校がございまして、こちらが国道443号線です。今回の申請地は、甲佐高校から北西へ約460メートルのところ、大町字中島に2筆、国道を挟んだ大町字古川に1筆ございます。

以上で説明を終わります。

会 長

ただいま事務局から番号10番についての説明がありました。

それでは、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

質問はないようです。

それでは採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号10番については原案のとおり承認をいたします。

本日本予定をしていました議題は全て終了いたしましたので、あとは事務局のほうへバトンタッチいたします。

事務局長

それでは、長時間にわたりお疲れさまでした。これをもちまして第4回定例農業委員会総会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

本議事録が真正であることを署名する。

署名委員 議 長

5 番

6 番